

○立川市木造住宅耐震改修等事業助成金交付要綱

平成21年4月1日要綱第22号

改正

平成23年12月21日要綱第79号

平成26年2月20日要綱第6号

平成27年3月6日要綱第19号

令和2年3月31日要綱第48号

令和4年4月1日要綱第52号

令和6年4月1日要綱第187号

立川市木造住宅耐震改修等事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災に強いまちづくりを推進するため、市内に所在する木造住宅の補強設計、耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）事業（以下「事業」という。）に対して交付する助成金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 立川市木造住宅簡易耐震診断及び耐震診断助成要綱（平成20年立川市要綱第18号）第2条第2号に規定する耐震診断をいう。
- (2) 補強設計 前号の耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅（以下「対象住宅」という。）を「一応倒壊しない」又は「倒壊しない」住宅にする補強計画の設計をいう。
- (3) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をいう。
- (4) 耐震改修 前号に掲げる工事監理の結果、第2号に掲げる補強設計に従い実施されたことが確認された改修工事をいう。
- (5) 建替え 対象住宅を除却するとともに、当該対象住宅の敷地（これに隣接する土地又は当該住宅が敷地の制約上、別地にて建替えざるを得ないなどやむを得ない理由

がある場合として市長が認めるときは、当該別地の土地を含む。)に住宅を新たに建築することをいう。

(6) 除却 対象住宅の全部を解体することをいう。

(7) 耐震改修施工業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可を得た者で、財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法若しくは木造住宅の耐震補強の実務のテキストを使用した講習会又はその他市長が認めた講習会を受講した事業所若しくは個人をいう。

(対象者)

第3条 この要綱に定める助成金の交付は、次の各号に掲げる要件を満たすものを対象とする。

(1) 対象住宅を所有する個人（住宅が共有の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者）で、市税を滞納していない者

(2) 耐震改修等を発注する者

(対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。ただし、他の補助金等の対象となるものを除く。

(1) 補強設計及び耐震改修において、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(2) 消費税及び地方消費税の額を除いた事業の費用が300,000円以上であること。

(3) 建替えにおいて、新たに建築する住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

イ 原則として建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

(助成の内容)

第5条 助成金は、予算で定める額の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を交付するものとする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補強設計 補強設計及び工事監理に要した費用に100分の50を乗じて得た額。ただし、100,000円を限度とする。
- (2) 耐震改修又は建替え 耐震改修又は建替えに要する費用に100分の50を乗じて得た額。ただし、1,000,000円を限度とする。
- (3) 除却 除却に要する費用に100分の50を乗じて得た額。ただし、500,000円を限度とする。

2 耐震改修施工業者が補強設計及び工事監理を併せて実施したときは、前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けることができない。

3 助成金の交付は、対象住宅1棟につき1回限りとする。

(全体設計の承認)

第5条の2 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、事業が複数年度にわたる場合は、初年度の助成金の交付の申請前に、木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計承認申請書（第1号様式）に別表に定める関係書類を添えて提出し、全体設計の事業及び年度ごとの事業に係るそれぞれの事業費の総額、事業完了予定時期等について、全体設計の承認を受けるものとする。

2 前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計承認書（第1号様式の2）又は木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計不承認書（第1号様式の3）により、当該助成申請者に通知するものとする。

(全体設計の変更)

第5条の3 前条第2項の規定により全体設計の承認を受けた者は、全体設計の事業及び年度ごとの事業の総額等に変更が生じた場合は、速やかに木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計変更承認申請書（第1号様式の4）に別表に定める関係書類を添えて提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計変更承認書（第1号様式の5）又は木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計変更不承認書（第1号様式の6）により、当該助成申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成申請者は、耐震改修等の契約を締結する前に、木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書（第1号様式の7）に別表に定める関係書類を添えて申請するものとする。

(助成の決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成申請者に通知する。

（事業の変更又は中止）

第8条 前条に規定する助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、木造住宅耐震改修等事業助成金変更（中止）申請書（第3号様式）に、変更の場合は、別表に定める関係書類を添えて提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の変更の可否を決定し、木造住宅耐震改修等事業助成金変更（中止）承認・不承認決定通知書（第4号様式）により、当該助成決定者に通知する。

（完了届）

第9条 助成決定者は、事業を完了したときは、速やかに木造住宅耐震改修等事業助成金完了届（第5号様式。以下「完了届」という。）に別表に定める関係書類を添えて提出するものとする。

（助成金の確定）

第10条 完了届の提出があったときは、その内容を確認のうえ、助成金の額を確定し、木造住宅耐震改修等事業助成金確定通知書（第6号様式。以下「確定通知」という。）により、助成決定者に通知する。

（助成金の交付請求）

第11条 確定通知を受けた助成決定者は、木造住宅耐震改修等事業助成金交付請求書（第7号様式）により、助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（概算払）

第11条の2 前条第2項の規定にかかわらず、第5条の2第2項の規定により全体設計の承認を受けた助成決定者は、第10条の規定による助成金の額の確定前に、別表に定める関係書類を添えて木造住宅耐震改修等事業助成金概算払請求書（第7号様式の2）により年度ごとの事業の出来高に応じた助成金を請求することができる。

2 前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、概算払により助成金を交付するものとする。この場合において、審査に当たり必要と認め

るときは、現場調査等を行うものとする。

3 第10条の規定は、前項の規定により概算払を行う場合に準用する。

4 助成決定者は、前項において準用する第10条の規定により確定通知を受け取ったときは、速やかに木造住宅耐震改修等事業助成金概算払精算書（第7号様式の3）を提出するものとする。

（委任払）

第11条の3 助成決定者は、助成金の受領に関する権限を耐震改修等を実施した者に委任することができる。

2 前項の規定により受領に関する権限を委任するときは、委任状を提出するものとする。

（助成の取り消し等）

第12条 助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、木造住宅耐震改修等事業助成取消通知書（第8号様式。以下「取消通知書」という。）により、助成の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

（1） 第7条の規定による助成の決定後、天災地変その他の事情変更により、当該事業（全体設計の承認を受けた全体設計の事業のうち、年度ごとの事業について既に助成金の交付を受けたものは、当該全体設計の事業における残りの年度の事業を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（2） 偽りその他不正の手段又は錯誤により、耐震改修等工事の実施又は助成金の交付の申請をしたとき。

（3） 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を求められた者は、取消通知書に記載のある期限内にこれを返還するものとする。

（委任）

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成23年1月14日から平成23年3月31日までの間に第7条の規定による助成の決定を受けた者に係る第5条第1項第1号イの適用については、「500,000円」とあるのは「800,000円」と、「800,000円」とあるのは「1,100,000円」とする。ただし、当該措

置は、予算の範囲内において実施する。

……略……

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条の2～第12条関係）

様式の名称	様式番号	関係書類
木造住宅耐震改修 等事業助成金全体 設計承認申請書	第1号様式	1 案内図 2 工程表（年度ごとの事業の 出来高が分かるもの） 3 見積書（年度ごとの支払額 が分かるもの） 4 その他市長が必要と認めた 書類
木造住宅耐震改修 等事業助成金全体 設計承認書	第1号様式の2	
木造住宅耐震改修 等事業助成金全体 設計不承認書	第1号様式の3	
木造住宅耐震改修 等事業助成金全体 設計変更承認申請 書	第1号様式の4	1 工程表（変更後の年度ごと の事業の出来高が分かるも の） 2 見積書（年度ごとの支払額 が分かるもの）

		3 その他市長が必要と認めた書類
木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計変更承認書	第1号様式の5	
木造住宅耐震改修等事業助成金全体設計変更不承認書	第1号様式の6	
木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書	第1号様式の7	(共通) 1 助成金の交付の対象者の納税証明書 2 工事工程表 3 その他市長が必要と認めた書類 (耐震改修の場合) 1 施工業者の建設業許可書(写) 2 工事に関する設計図書 3 補強設計及び工事監理費見積(写) 4 工事見積書(写) 5 耐震改修施工業者が耐震補強に関する講習会を受講した

		ことが確認できる書類（写） 6 建物用途、規模及び現況報告書 （建替えの場合） 1 施工業者の建設業許可書（写） 2 工事に関する設計図書 3 工事見積書（写） 4 省エネ基準に適合していることが確認できる書類（写） （除却の場合） 工事見積書（写）
木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書	第2号様式	
木造住宅耐震改修等事業助成金変更（中止）申請書	第3号様式	1 申請内容の変更を示す書類 2 変更契約書（写） 3 その他市長が必要と認めた書類
木造住宅耐震改修等事業助成金変更（中止）承認・不	第4号様式	

承認決定通知書		
木造住宅耐震改修 等事業助成金完了 届	第5号様式	(耐震改修の場合) 1 工事監理報告書 2 補強設計及び工事監理契約書 (写) 3 補強設計及び工事監理費の領収書 (写) 4 工事に関する実施結果報告書 5 工事契約書 (写) 6 工事費の領収書 (写) 7 写真 (工事前、工事中及び工事後) 8 その他市長が必要と認めた書類 (建替えの場合) 1 工事契約書 (写) 2 工事費の領収書 (写) 3 写真 (工事前、工事中及び工事後) 4 検査済証 (写) 5 その他市長が必要と認めた

		書類 (除却の場合) 1 工事契約書 (写) 2 工事費の領収書 (写) 3 写真 (工事前、工事中及び 工事後) 4 その他市長が必要と認めた 書類
木造住宅耐震改修 等事業助成金確定 通知書	第 6 号様式	
木造住宅耐震改修 等事業助成金交付 請求書	第 7 号様式	
木造住宅耐震改修 等事業助成金概算 払請求書	第 7 号様式の 2	出来高額算出内訳書 (概算払 用)
木造住宅耐震改修 等事業助成金概算 払精算書	第 7 号様式の 3	
木造住宅耐震改修 等事業助成取消通 知書	第 8 号様式	